

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

平成30年9月11日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調達内容

- (1) 調達件名 平成30年度海洋水産資源開発事業（スジアラ養殖の企業化に向けた技術開発）に係るスジアラの市場性および流通実態に関する調査業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期限 平成31年10月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、地方公共団体を除く。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 提案書等の提出方法 入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705

② 宅配便着払いによる交付

任意様式に「スジアラ市場性・流通実態調査入札説明書宅配便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

- ③メールによる交付
任意書式に「スジアラ市場性・流通実態調査入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、平成30年10月10日までに上記4.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

平成30年10月12日 17時00分
4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

平成30年10月19日 15時00分
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
クイーンズタワーB 15階

国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室1
開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

- (6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名

平成 30 年度海洋水産資源開発事業（スジアラ養殖の企業化に向けた技術開発）に係るスジアラの市場性および流通実態に関する調査業務

2. 業務目的

スジアラは太平洋の熱帯および亜熱帯を中心に日本からオーストラリアまでの沿岸域に生息するハタ科魚類である。我が国では、奄美大島以南の南西諸島域において高級魚として評価が高い。特に沖縄地方では三大高級魚（スジアラ、ハマダイ、シロクラベラ）のひとつとして知られ、主に高級中華料理の食材として消費されている。市場評価は国内よりも、中国、香港、台湾およびシンガポール等の東南アジア中華圏において高く、最も評価が高いのは中国市場である。このため、台湾、オーストラリア、ベトナム、インドネシアおよびフィリピン等の国々から蓄養（天然魚を捕獲して商品サイズまで育成）されたスジアラが中国に輸出されている。他方、蓄養は天然資源に依存することから、漁獲過多による資源の減少が深刻化している。我が国においても、近年は漁獲量が減少傾向にあり、資源の維持・回復のため、漁獲制限等が行われている。

こうした背景のもと、水産研究・教育機構西海区水産研究所亜熱帯研究センター（以下「亜熱帯研究センター」という）は、スジアラ資源の保全および天然資源に依存しない完全養殖（人工飼育下で生まれ育った親から得た受精卵を用いて養殖魚を生産）による養殖産業の創生を目指して、昭和 60 年（1985 年）、スジアラの増養殖のための研究開発を開始した。そして、親魚養成、種苗生産、放流技術、養殖技術など様々な研究開発により、平成 28 年（2016 年）にはスジアラの完全養殖に世界で初めて成功した。本成果を受けて、同年、沖縄県、石垣市および八重山漁業協同組合等を中心とした、石垣市スジアラ養殖産業振興協議会が設置され、現在、石垣市におけるスジアラ養殖産業の創出に向けた検討が進められている。

このような、水研機構の成果の実用化に向けた動きを受け、開発調査センターは、平成 29 年（2017 年）から年間出荷尾数 1 万尾規模のスジアラ養殖試験を開始した。ここでは、企業化を見据えた養殖試験を通じて、当該養殖技術の妥当性の検証や改善、生産コストの把握等に取り組むとともに、生産した養殖スジアラの試験販売を行い、上記の完全養殖技術を基にしたスジアラ養殖の企業化に向けた技術開発調査を実施している。現在養殖試験に供しているスジアラは、平成 30 年 12 月以降に商品サイズに達する見込みである。開発調査センターでは、養殖スジアラの適切な試験販売計画を立案するため、スジアラの市場性および流通に関する情報を必要としている。スジアラの市場性および流通に関しては、過去に他機関において中国（香港・上海）およびシンガポール等を対象に行われているが、

国内主要産地における漁獲情報や一定の需要が見込まれる首都圏や台湾における流通状況は調べられていない。また、中国市場に関しても総需要量等の情報が不足している。

以上から、本業務は、上記の企業化に向けた技術開発調査事業において養殖スジアラの適切な試験販売計画を立案するため、その背景となるスジアラの市場性および流通実態に関して情報収集することを目的とする。

3. 業務内容

調査方法は、公表資料を活用して実施すること。公表資料が存在しない場合、漁協、漁業者、流通業者等からの聞き取り調査を実施する。また、その他合理的な手段によって推定することも可とする。数量および金額に関するデータについては、少なくとも過去3年間分（中国の調査のみ過去5年分）のデータを整理し、近年の動向も含め示すよう努めること。

(1) 国内主要産地におけるスジアラの漁獲・流通実態調査

国内主要産地におけるスジアラの漁獲状況および流通実態に関して調査する。公表統計資料に加え、漁業者、流通業者等からの聞き取りを行い、主要産地におけるスジアラの漁業生産動向、仲買人の取り扱い状況や出荷先等を明らかにする。

1) 調査対象地域

- ① 沖縄県
- ② 鹿児島県
- ③ 長崎県

2) 調査対象者

- ① 漁業関係者（漁業者、漁協等）
- ② 流通関係者（卸売、仲卸業者等）

3) 調査項目（調査対象地域毎に取りまとめる）

- ① 調査対象者：漁業関係者（漁業者、漁協等）
 - a. 主な水揚げ港、漁法
 - b. 鮮魚出荷における荷姿や鮮度保持手法
 - c. サイズ（銘柄）、単価
 - d. 水揚げ港別月別製品形態別生産量、生産金額および単価
可能ならばサイズ（大中小などの銘柄）別に取りまとめる
- ② 調査対象者：流通関係者（卸売、仲卸業者等）
 - a. 取扱業者の動向
 - b. 出荷サイズ（銘柄）および製品形態
 - c. 月別取扱量および単価の推移

出荷先が複数ある場合は、可能であれば出荷先別にまとめる。

- d. 主な流通経路、輸送手法およびコスト（単価に占める比率）
- e. 取扱製品に対する評価および取扱上の改善の余地
- f. 競合する魚種、基地および同業者の有無と内容

(2) 国内におけるスジアラの消費・流通実態調査

養殖スジアラの出荷先は、沖縄県市場における天然スジアラとの競合を避けるため、主として沖縄県外を予定している。沖縄県外の市場としては、関係者等への聞き取りから、都内の高級中華料理店、ホテルレストラン等で一定量のスジアラ需要が存在している。そこで、都内や日本最大の中華街を有する神奈川県の高級中華料理店やレストラン、および関係する流通業者等を対象に聞き取り調査を行い、当該地域におけるスジアラの消費・流通実態、ニーズおよび潜在需要等を明らかにする。

1) 調査対象地域

- ① 東京都
- ② 神奈川県

2) 調査対象者

- ① 流通関係者（卸売、仲卸業者等）
- ② 外食業者（高級中華料理店、ホテルレストラン等）

3) 調査項目（東京都および神奈川県の調査地域毎に取りまとめる）

- ① 調査対象者：流通関係者（卸売、仲卸業者等）
 - a. 取扱業者数（業種別）の推移
 - b. 月別サイズ別製品形態別取扱量および単価の推移
 - c. 主な流通経路、輸送手法
 - d. 取扱製品に対する評価および取扱上の改善の余地
 - e. 競合する魚種および同業者の有無と内容
- ② 調査対象者：外食業者（高級中華料理店、ホテルレストラン等）
 - a. 購入先
 - b. 月別サイズ別製品形態別購入量および単価の推移（過去3年以上）
購入先が複数の場合は、可能ならば購入先別に取りまとめる。
 - c. 主な流通経路、輸送手法
 - d. 取扱製品に対する評価および取扱上の改善の余地
 - e. 競合する魚種および同業者の有無と内容

(3) 中国・台湾へのスジアラ輸出に係る規制・手続きに関する調査および輸出マニュアルの作成

中国および台湾への水産物輸出にあたっては、各種証明書類の提出が義務付けられている。発給に時間を要する証明書等あることから、円滑な輸出実務のためには、関係す

る諸規制および手続きについて十分に理解をしておくことが必須である。このため、中国・台湾へのスジアラ輸出に係る諸規制・手続きについて取りまとめるとともに、それらに対応する実務者向けマニュアルの作成を行う。マニュアル作成にあたっては、石垣島および沖縄本島から、活魚・鮮魚・冷凍魚を中国・台湾に輸出する場合を想定し、輸出申請手続き、それに要する所要日数・費用、荷物の搬入、通関、その他配慮すべき事項等について、輸送経路・方法別（航空便輸送（コンテナ・小口宅配便等）、船便輸送（運搬船、コンテナ等））に、具体例とともに取りまとめる。

（４） 中国におけるスジアラの市場規模に関する調査

スジアラは、中国での市場評価がハタ類の中でも非常に高い種であり、旺盛な需要のあることが知られている。他方、中国全体でのスジアラの漁業・養殖生産状況、輸入量および需給関係など、販売戦略を立てる上で必要となるマクロ的視点からの統計情報が無い。ここでは、これらの項目について客観的なデータに基づく調査を行い、スジアラの市場規模および潜在的な需要等を明らかにする。

１） 調査対象地域

- ① 中国全体
- ② 可能であれば香港および上海などの主要地域（①の内訳として）

２） 調査対象者

主として、公表されている統計資料等を用いて情報を取りまとめる。

３） 調査項目

- a. スジアラの漁業・養殖生産量および金額
（養殖用原魚の種苗生産量・売価も含む）
- b. スジアラの輸入量および金額
可能であれば、主要地域毎に国別月別製品形態（活・生・凍）別輸送方法（航空便・船便）別に取りまとめる。

（５） 台湾におけるスジアラの市場・流通調査

外国でのスジアラ市場に関して、中国以外の有望な地域として台湾が考えられる。台湾では、台北市等において中国大陸にルーツを持つ中華料理店が多くあり、品質が良く安定して供給可能な日本産の養殖スジアラであれば、台湾における新たな需要を掘り起こせる可能性が考えられる。さらに、台湾は、石垣島からの輸送距離が近いことから、養殖スジアラの輸出先として検討すべき重要な地域のひとつと考えられる。また、台湾は中国に対して種苗も含めてかなりの数量のスジアラを輸出していると考えられており、中国におけるスジアラ市場に大きな影響力を有しているものと考えられる。以上から、台湾におけるスジアラの消費・流通実態、ニーズ、潜在需要および台湾から中国へのスジアラの輸出状況等を明らかにする。

1) 調査対象地域

- ① 新北市
- ② 台北市
- ③ 高雄市

調査対象地域として、台湾で最も人口が多い新北市、台湾の首都で高級中華料理店が多いと考えられる台北市、台湾南部最大の都市である高雄市を選定したが、上記以外でも調査対象として適切な都市があれば、理由を示した上で別の都市を提案することも可能。

2) 調査対象者

- ① 流通業者
- ② 小売・飲食業者
- ③ 輸出業者

3) 調査項目

① 基礎的な統計情報等

- a. 面積、人口、言語および宗教等
- b. 基礎的経済指標
(GDP、一人当たり GDP、経済成長率、消費者物価指数等)
- c. スジアラの産地別の漁業・養殖生産量および金額
(養殖用原魚の種苗生産量・売価も含む)
- d. 中国へのスジアラの輸出量および金額

可能であれば、月別製品形態（活魚・鮮魚・冷凍魚）別、輸送方法（航空便・船便）別、品質別に取りまとめる。また、種苗生産した養殖用原魚の輸出量や単価についても調査する

② 調査対象者への聞き取り調査

- a. 取扱量および取引先ごとの構成比
- b. 取扱サイズおよび仕立て
- c. サイズ別単価（季節変動がある場合、その状況）
- d. 競合する魚種および同業者の有無と内容
- e. 取扱製品に対する評価および取扱上の改善の余地
- f. 品質・鮮度保持手法
- g. 台湾から中国への製品形態別輸出手法

(6) 収集した情報の分析・評価

調査で得られた結果については、項目ごとに整理し、分析あるいは評価結果等を取りまとめ、必要に応じて図やグラフを用いて解説を加えること。

4. 業務期間

契約締結日から平成 31 年 10 月 31 日まで

5. 結果の報告

(1) 定期報告

上記 3 の業務について、業務期間中にセンターから要求があった場合は、都度進捗状況にかかる時点報告を行う。また、必要に応じて電子データの提出も行う。

(2) 報告書の提出

上記 3. (3) については、平成 30 年 11 月末日までに、中国・台湾へのスジアラ輸出に関する規制・手続きに関するドラフトを作成し、センターへ提出し、その後、業務期日までにドラフトに沿ってマニュアルを作成すること。なお、輸出に関する規制・手続きに変更があった場合等、マニュアルの記載内容に重大な影響を及ぼす事情が生じた場合又はセンターが指示する場合は、都度、センターへ最新のドラフトの提出を行うこと。

上記 3. (1), (2), (4), (5) の調査については、上記 3. (6) として、情報や季節別データ等を含めて総括し、紙媒体冊子 10 部および電子媒体 (Microsoft Word 等) で各業務期日の 1 ヶ月前までに報告書としてセンターへ提出すること。また、調査で得られた数値データ類についても、すべて電子媒体 (Microsoft Excel 等) で提出すること。

(3) 調査結果説明会

各業務について、報告書提出後、各業務期日までに調査結果説明会を開催すること。

6. その他

詳細については担当職員の指示に従い、完全に行うものとする。